

平成 28 年度診療報酬の改定について

健康保険組合連合会
副会長・専務理事
白 川 修 二

28 年度政府予算案の大臣折衝後、診療報酬を全体で 0.84%引き下げることが公表されました。

健保連としては、経団連、連合、協会けんぽ等とともに行った11月18日の塩崎厚労相への要請や、12月2日の中医協に提出した支払側委員7名の連名による改定に関する意見書を通じて、「医療保険者の財政は保険料収入の伸びを上回る医療費の伸びに加え、高齢者医療制度に対する支援金・納付金の増大などにより深刻な状況に陥っている。一方、医療機関等の経営は全体としては中期的におおむね堅調に推移していることや長年にわたり賃金・物価の伸びを上回る診療報酬改定が行われてきていることなどを踏まえると、診療報酬の引き上げを行うことは国民の理解と納得が得られず、28年度診療報酬改定はマイナス改定とすべき。併せて、薬価等改定分は診療報酬本体に充当することなく、国民に還元すべきである。」と主張してきたところです。

しかしながら、結果として、診療報酬本体が0.49%の引き上げとなり、また、薬価等改定分（マイナス1.33%）の取扱いについて、国民への還元という方向性が示されなかったことは誠に遺憾で、残念というほかありません。

今後は中医協の場において、一般病床や外来医療における機能分化と連携、在宅医療の充実、調剤報酬の適正化や政府における新たな目標値を踏まえた後発医薬品の使用促進などを中心に議論が進められることとなりますが、限られた財源を合理的かつ効率的・効果的に配分するよう主張していく所存です。

担当：医療部 医療・情報グループ
TEL：03-3403-0987